入札公告の変更

平成21年11月6日
国立大学法人東北大学理事　植木　俊哉
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　04
1　掲載日　平成21年7月31日（号外政府調達第139号第40号33ページ）
2　変更内容
3⑷中、「平成21年10月9日15時30分」を、「平成21年10月21日15時30分」に変更します。

入札公告の変更

平成21年11月6日
国立大学法人東北大学理事　植木　俊哉
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　04
1　掲載日　平成21年7月31日（号外政府調達第139号第43号37ページ）
2　変更内容
3⑷中、「平成21年10月14日15時00分」を、「平成21年10月21日16時30分」に変更します。

入札公告の変更

平成21年11月6日
国立大学法人東北大学理事　植木　俊哉
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　04
1　掲載日　平成21年7月31日（号外政府調達第139号第41号34ページ）
2　変更内容
3⑷中、「平成21年10月14日14時00分」を、「平成21年10月21日16時00分」に変更します。

入札公告の変更

平成21年11月6日
国立大学法人東北大学理事　植木　俊哉
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　04
1　掲載日　平成21年8月6日（号外政府調達第143号第54号22ページ）
2　変更内容
3⑷中、「平成21年10月16日15時00分」を、「平成21年10月23日14時00分」に変更します。

入札公告の変更

平成21年11月6日
契約担当役
国立大学法人熊本大学事務局長　山本　　晃
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　43

○第40号

1　掲載日　平成21年9月25日（号外政府調達第176号）
2　変更内容
第40号の1の⑷中、納入期限「平成22年3月19日」を「平成22年3月31日」に、5の⑷中、「Delivery period : By 19, March, 2010」を「Delivery period : By 31, March, 2010」に変更します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成21年11月6日
支出負担行為担当官
東北地方整備局長　青山　俊行
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　福島裁判所（09）建築その他工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　福島県福島市花園町5－38、5－45
⑷　工事内容　本工事は次に掲げる建築工事の施工を行うものである。
1）庁舎　新築1棟
構造・階数　鉄骨鉄筋コンクリート造、地上5階、地下1階
延べ面積　9,709㎡
2）車庫　新築1棟
構造・階数　鉄筋コンクリート造、平屋建
延べ面積　80㎡
3）駐輪場⑴　新築1棟
構造・階数　鉄骨造、平屋建
延べ面積　17㎡
4）駐輪場⑵　新築1棟
構造・階数　鉄骨造、平屋建
延べ面積　35㎡
5）外構　新設一式
6）既存庁舎（家裁）取りこわし1棟（電気設備、機械設備共）
構造・階数　鉄筋コンクリート造、地上3階
延べ面積　2,362㎡
7）既存外構　取りこわし一式（電気設備、機械設備共）
⑸　工期
①　平成24年2月29日まで　下記②以外の全ての工事
②　平成24年1月31日まで　下記に指定する部分の工事（指定部分　庁舎及び庁舎の供用に必要な外構工事）
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　9,500㎥、鉄骨　650ｔ、鉄筋　1,100ｔ、ガラス　1,200㎡
⑺　工事実施形態
①　本工事は、入札時に施工方法等に関する技術提案（以下「技術提案」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事である。
②　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
③　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑻　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。
2　競争参加資格
次に掲げる⑴から⑿までの条件を満たしている単体有資格業者又は経常建設共同企業体（甲型）であること。
なお、経常建設共同企業体（甲型）にあっては、全ての構成員が⑵の資格の認定を受けていること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　東北地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　東北地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　単体有資格業者にあっては、平成6年4月1日以降に、発注者から直接請け負った者（以下、「元請け」という。）として完成・引き渡しが完了した、次の㋐から㋒までの全ての要件を満たす新営（新築又は増築）工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。
㋐　建物用途　庁舎、事務所又は類似施設（基礎、躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事）
㋑　構造・階数　鉄骨鉄筋コンクリート造、地上4階以上かつ地下1階以上
㋒　建物規模　延べ面積　6,000㎡以上
⑹　経常建設共同企業体（甲型）にあっては、構成員のうちいずれか1社が、元請けとして完成・引き渡しが完了した、上記⑸の要件を満たす新営（新築又は増築）工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
その他の構成員にあってはそれぞれ平成6年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次の㋓から㋖までの全ての要件を満たす新営（新築又は増築）工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。